

観光立国担当大臣からのメッセージ ～新型インフルエンザを理由に旅行を控える必要はありません～

今回の新型インフルエンザ（A／H1N1）については、海外における発生当初より、国民の健康被害を最小限にとどめ、その安全・安心を確保するため、政府全体で様々な対策に全力で取り組んできたところです。

新型インフルエンザへの感染防止は、国民にとって大きな関心事ではありますが、5月22日に決定した政府の基本的対処方針では、感染拡大防止策としては、外出や集会、スポーツ大会等の自粛を要請しないこととされています。

今回の新型インフルエンザについては、6月25日現在で国内感染者989名のうち664名（約67%）が治癒しており、最も患者数が多く発生した関西地方でも平常を取り戻しつつある中で、兵庫県、神戸市、京都府など独自に安心宣言を行っている自治体もあります。

新型インフルエンザについては、今後ある程度の感染拡大は避けられないと考えられ、引き続き警戒を怠らないことは必要ですが、宿泊施設における消毒液の設置などの感染防止に向けた各種取り組みや、旅行者の方の手洗い・うがい等の励行、適切な体調管理によって、旅行先で感染する可能性は極めて低くなるものと考えています。

したがって、新型インフルエンザを理由として旅行を自粛する必要はなく、基本的に感染防止の取組みを個々に取ることで、平時と同様に安心して旅行していただけるものと認識しております。

これから夏休みの季節でもあります。国民の皆様方におかれましては、いつもどおりに旅行をお楽しみ下さい。

平成21年6月26日

観光立国担当大臣 金子 一義